

地域力と行政の連携がつくる人と地球に優しいまち

私たち区民が、良好な環境と経済活動が両立する持続可能なまちをつくる担い手です



スケルトン清掃車（ごみZERO号）

ごみのない循環のまちをつくります

5年後の
めざす姿

○区民・事業者*・区がそれぞれの役割と責任を認識し、ごみを出さない・つぐらない工夫が日常生活や事業活動などで定着しています。

これまでの成果

- 計画策定当初においても、それ以前に比べ着実にごみの減量が進んでいました。この5年間、ごみを出さない生活への転換と3R*¹の推進に向け、環境教育や各種イベントを通じたPRと啓発、資源回収の実施とリサイクル活動グループへの支援等を着実に実施してきました。
- 平成22年度に「一般廃棄物*²処理基本計画」を改定し、社会情勢の変化にあわせた計画とするとともに、大田区清掃・リサイクル協議会*と連携・協働*して各種事業を展開しました。
- 資源回収方法及び再資源化の手法を検討し、平成24年度から粗大ごみの中に含まれる有用金属を、再資源化事業者に売却する取り組みを開始しました。
- これらの取り組みの結果、計画策定当初の平成21年度における区収集ごみ量*³は約14万6千tでしたが、24年度のごみ量は6千t減少し、4.1%の削減となり、一定の成果をあげることができました。
- リサイクルについては、この5年間で各年リサイクル量約3万4千t、リサイクル率*⁴約19%で推移しています。

現状と課題

- 「ごみを出さない・つぐらない」日常生活や事業活動に転換していくためには、これまでの施策を継続して実施していくことに加え、新たな取り組みが必要です。
- 平成22年度のごみ組成調査によると、区が収集した年間13万3千tの可燃ごみの中には、資源化可能な紙ごみが約17%混入していることがわかりました。分別を徹底することにより、リサイクルを進めることが課題となっています。
- 粗大ごみの中にも、平成24年度実績で約24%の有用金属*が含まれていました。これらの資源を有効に回収する手法等を積極的に研究し、施策化することが必要です。25年4月施行の小型家電リサイクル法*⁵に基づき、使用済小型電子機器*等に含まれる貴金属・レアメタル*⁶等の再資源化を着実に推進していくことが求められています。
- 区民が区に提供した古紙等の資源物については、持ち去り行為の防止のため、早朝パトロールを継続するとともに警察との連携をさらに強化することが重要です。
- 区民・事業者*・区がそれぞれの役割と責任を果たせるよう効果的に啓発を行い、さらにごみ減量・リサイクルを推進することで、限られた資源を有効に活用する循環型社会の実現に向けた取り組みを一層進めていくことが求められています。

*1 3R（スリーアール）

循環型社会を形成するために必要な取り組みである、リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の総称。

*2 一般廃棄物

産業廃棄物（法令で定める20種類の廃棄物）以外の廃棄物で、事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物と、一般家庭の日常生活に伴って生じた家庭廃棄物に区分される。

*3 区収集ごみ量

区収集の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの合計量。

*4 リサイクル率

資源回収量を、区収集ごみ量と資源回収量を加えたもので除した比率。

指標に
注目!

◆めざす姿にどれだけ近づいたかを測るモノサシ（指標）と目標値

モノサシ（指標）	未来プラン策定時の「現状」	25年度		30年度
		中間目標	最新値	目標値
区収集ごみ量（千t） （清掃事業が区に移管された平成12年度を基準年度：174,748t）	15万4千t （平成19年度）	13万6千t （平成12年度比-22%）	14万t （平成24年度）	12万2千t （平成12年度比-30%）
リサイクル率（%）	18.5% （平成19年度）	22%	19.5% （平成24年度）	30%

施策の体系

枠で囲んである事業は、その主な取り組み内容を次ページ以降で紹介しています。

ごみのない循環のまちをつくります

① ごみを出さない生活への転換

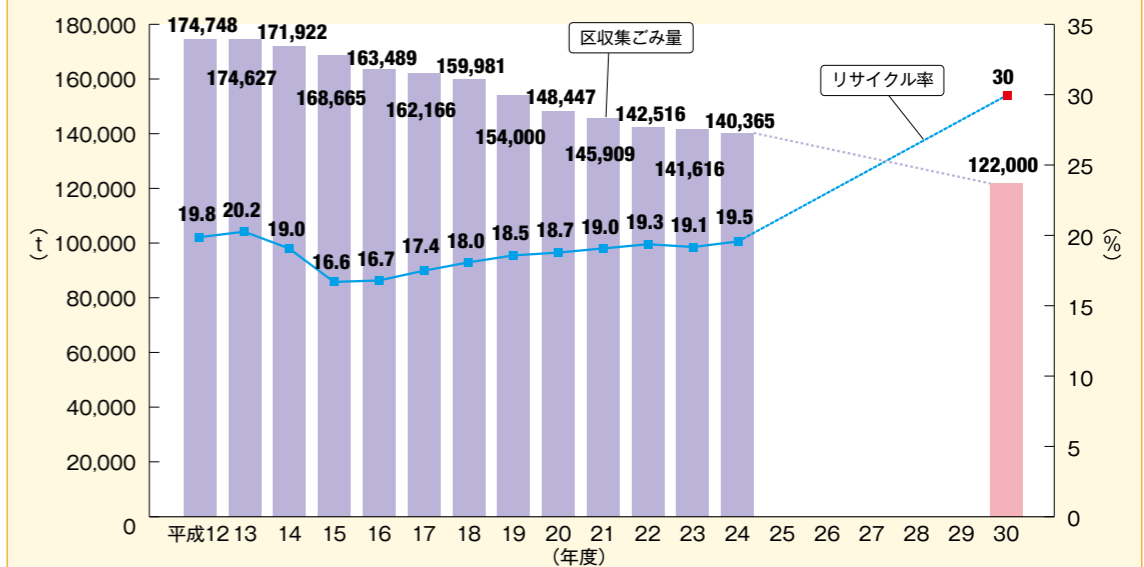
- 環境教育の拡充
 - ↳ 区立小学校4～6年生を対象に、ごみ分別意識の醸成、資源循環型社会への理解を促進
- ごみ減量・3R*推進のPRの充実
- 新しいごみ減量施策の研究・検討
 - ↳ さらにごみ減量を進めるため、地域力を活かすことのできる施策の研究・検討

② 資源循環のまちづくり

- 徹底した分別によるリサイクルの推進
- 有用金属*の資源化の取り組み
- リサイクル活動の推進
 - ↳ 自主的に資源分別回収を行っているリサイクル活動グループへの支援継続
- ふれあい指導*⁷の強化
 - ↳ 区民・事業者に対する、ごみの適正分別・排出の指導を強化

参考データ

▶ 区収集ごみ量及びリサイクル率



出典：大田区調べ

*5 小型家電リサイクル法

使用済小型電子機器等に含まれる有用金属の相当部分が廃棄されている現状を踏まえ、これらを再資源化し、廃棄物の適正処理と資源の有効活用を図ることを目的に制定された法律。

*6 レアメタル

地球上の存在量が希であるか、技術的・経済的な理由で抽出困難な金属のうち、工業需要が現に存在するため、安定供給の確保が政策的に重要であるものをいう。

*7 ふれあい指導

清掃事務所の職員が、区民・事業者との対話を中心とするきめ細かな「ふれあい」を大切にしている。ごみの分別などの適正排出指導のこと。

3 事業者処理責任の徹底

- 事業系ごみの自己処理責任の徹底及び事業者に対する適正排出の指導強化
 - ↳ 事業者に対する自己処理責任及び適正分別の徹底・適正排出の指導強化
- 一般廃棄物*処理業者に対する適正処理の指導強化
 - ↳ 一般廃棄物*処理業者の許可更新時等に立入検査を行い、適正処理について指導

4 安定的・効率的な清掃事業の構築

- 一般廃棄物*処理基本計画の改定
 - ↳ 平成27年度に計画を見直し、ごみのない循環のまちをめざすべく改定
- 清掃事務所などの整備
 - ↳ 清掃事務（事業）所などの計画的な施設整備を検討
- 安定的・継続的な分別収集（ごみ・資源）事業の推進
 - ↳ 効果的、効率的な収集方法など社会状況の変化を踏まえた執行体制の構築
- 大田区清掃・リサイクル協議会*8の運営
 - ↳ 清掃事業の情報提供、事業内容を審議し、地域力を活かした事業展開を実施



平成26年10月1日竣工予定の「大田清掃工場（新工場）」（右下：完成図）。東京都緑化基準を超える緑化率37%の植栽を敷地内に施し、再利用エネルギーを最大限に使用する工場として大田区京浜島3丁目6番1号に建設中（左上）



*8 大田区清掃・リサイクル協議会
循環型都市大田区をめざし、区内のごみ減量と資源の有効活用を図るために、どのような施策があるかを検討する協議会。

施策の方向性と主な事業

1 ごみを出さない生活への転換

ごみを減らすために何よりも重要なことは、「ごみを出さない・つぐらない」ことで、区民・事業者*・区が連携した着実な取り組みが求められます。区は、環境学習や地域への出前講座を実施し、ごみ減量に向けた啓発活動を計画的に行います。

主な事業

■ ごみ減量・3R*推進のPRの充実

リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（資源化）の3R*の行動を定着させるために、ポスターやイベントにより広く区民に周知していきます。ごみ減量のための具体的な方法などわかりやすく情報提供するために、環境学習や地域への出前講座などを通じて、3R*についてのPRを積極的に推進します。

(平成/年度)	26	27	28	29	30	31~
ごみ減量PRの充実	→					継続
ごみ減量・リサイクル啓発ポスター展の実施	→					継続
環境学習の実施	→					継続
地域への出前講座	拡大	→				推進

2 資源循環のまちづくり

ごみの分別を徹底し、限りある資源を有効に活用することのできる資源循環のまちの実現をめざします。資源回収方法の工夫と効率化により、再資源化を推進します。

主な事業

■ 徹底した分別によるリサイクルの推進

可燃ごみや粗大ごみに含まれる資源について、効率的に資源化できる様々な手法を検討・導入し、リサイクルを推進します。
資源の持ち去り行為防止については、警察署との連携を拡大し、さらに取り組みを強化します。

(平成/年度)	26	27	28	29	30	31~
第7期大田区分別収集計画の推進(平成25年度策定)	推進	→				
第8期大田区分別収集計画の策定・推進			策定	推進	→ 継続	
様々な再資源化手法の検討及び施策化	→					推進 拡大

■有用金属*9の資源化の取り組み

使用済小型電子機器*10等や粗大ごみなどに含まれる有価物の資源化を図るなど、ごみを資源に変える取り組みを推進します。

(平成/年度)	26	27	28	29	30	31~
使用済小型電子機器の再資源化	→					継続
粗大ごみに含まれる有価物の再資源化	→					拡大



携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電の回収ボックス（右：本庁舎、地域庁舎、特別出張所など26か所に設置）と家庭用使用済みインクカートリッジの回収ボックス（左：本庁舎、地域庁舎、消費者生活センター、特別出張所に設置）

3 事業者処理責任の徹底

区が収集するごみは、基本的には家庭から出されるもので、家庭ごみの収集に支障がない範囲で事業系のごみを収集しています。事業者*が排出するごみは民間許可業者へ誘導するなど事業者*の責任で処理することが徹底されるよう指導します。事業系のごみを適正に処理することができるよう民間許可業者に対して指導を行います。

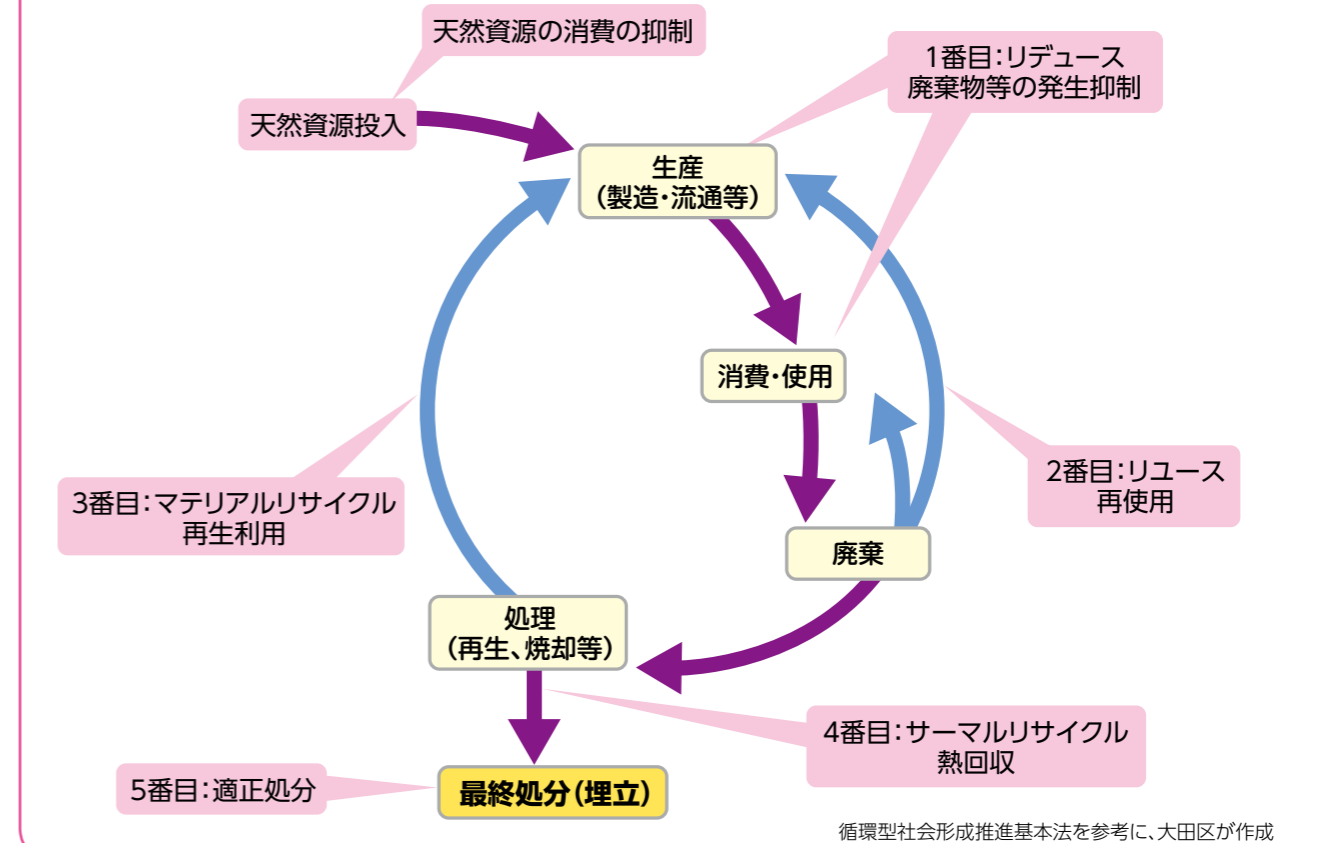
4 安定的・効率的な清掃事業の構築

社会状況の変化を踏まえ、ごみの排出量を的確に予測し、効果的かつ効率的な収集運搬方法など執行体制を構築していきます。老朽化した清掃事務所などについて、計画的な施設整備を進めます。

*9 有用金属
ベースメタル（鉄、アルミニウム、銅等）、貴金属（金、銀）、レアメタル（白金、パラジウム等）など、資源として活用できる金属。

*10 使用済小型電子機器
小型電子機器等（一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具）のうち、その使用を終了したものをいう。具体的な品目は、政令で定められている。

循環型社会の姿



小学校、中学校の児童・生徒が描いた ごみ減量・リサイクルポスター



平成25年度小学校低学年の部 最優秀賞



平成25年度小学校高学年の部 最優秀賞



平成25年度中学校の部 最優秀賞